

議案第92号

入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年11月30日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

都市計画法等の一部改正に伴い、開発を許可する基準から除外する区域について定めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に基づき、市長が指定」を「のいずれかに該当」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に掲げる土地の区域は、この限りでない。

第3条第1項第1号中「土地」の次に「として市長が指定する土地」を加え、同項第2号アを次のように改める。

ア おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が、おおむね50メートル以内の間隔で連たんしている地域として、又は区域及びその周辺の地域における自然的条件、建築物の建築その他の土地利用の状況等を勘案し、集落の一体性を確保するために特に必要と認められる地域として、市長が指定する土地の区域（以下「既存の集落」という。）

第3条第2項中「前項」の次に「第1号」を、「区域」の次に「を指定したとき、又は同項第2号アの規定により既存の集落」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第1号」を、「区域」の次に「及び既存の集落」を加える。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第7号までに掲げる開発行為は、この限りでない。

第5条第1項第2号ア中「おおむね50以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、市長が指定する土地の区域（以下「既存の集落」という。）」を「既存の集落」に改め、同条第2項中「、又は前項第2号アの規定により既存の集落を指定したとき」を削り、同条第3項中「及び既存の集落」を削る。

第6条中「（昭和44年政令第158号）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、同令第29条の9各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。

第6条第2号中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。